公有地購入奨励金制度

１　対象者

次のすべてに該当する方。ただし共有名義とした場合は、代表者一人のみを対象とします。

①　町または江差町土地開発公社が公募により売却した公有地を購入し、名義人となった方またはその配偶者

②　土地購入から１年以内に、自己の居住のための住宅(※1)の工事請負契約を町内に所在地がある業者と締結した方

③　建設した住宅に５年以上継続して居住を予定している方

(※1)併用住宅も含みます。ただし、その場合居住部分の面積が延床面積の２分の１以上であることが必要です。

２　奨励金の内容

(1)　奨励金（基本額）　販売価格の３０％相当額(※2)を現金で交付

(2)　奨励金（加算額）　子育て世帯に限り、子ども(※3)一人に付き６万円を追分カードえさし会が発行する商品引換券で交付(※4)

(※2)販売価格に０．３を乗じ、千円未満を切り上げて得た額

(※3)扶養しかつ同居している小学生以下の子どもに限ります。

(※4)申請時点の子どもの人数とします。

３　奨励金の申請等の流れと申請等の方法

(1)　奨励金の申請

「江差町公有地購入促進奨励金等交付申請書」を添付書類とともに役場財政課に提出します。

↓

(2)　奨励金等の交付決定通知

提出された「江差町公有地購入促進奨励金等交付申請書」を審査し、適切であれば「江差町公有地購入促進奨励金等交付決定通知書」を町から申請者に送付します。

↓

(3)　奨励金等の交付請求

「江差町公有地購入促進奨励金等交付決定通知書」が届いたら、同封されている「江差町公有地購入促進奨励金等交付請求書」を役場財政課に提出します。

↓

(4)　奨励金等の交付

奨励金のうち現金は「江差町公有地購入促進奨励金等交付請求書」に記載された金融機関の口座に振り込みます。商品引換券は「江差町公有地購入促進奨励金等交付請求書」に記載された日にちに役場財政課窓口でお渡しします。

↓

(5) 実績報告

住宅の建設が完了し、住民票を建設した住宅の所在地に移しましたら、「江差町公有地購入促進奨励金等実績報告書」を添付書類とともに役場財政課に提出します。

4　交付決定の取り消し

次のいずれかに該当した場合は、奨励金等の交付決定を取り消します。

①　偽りその他の不正な手段により奨励金等の交付を受けたとき。

②　公有地の売却の際に付された条件に違反したとき。

③　奨励金等の交付決定の際に付された条件に違反したとき。

5　奨励金の返還

次のいずれかに該当した場合は、奨励金等の返還を請求します。

①　上記「４　交付決定の取り消し」により交付決定が取り消されたとき。

②　５年間引き続き居住しなかったとき。(※5)

(※5)交付決定後に死亡又は転勤により居住しなかった場合を除きます。

6　その他

申請書等の様式については、役場財政課から入手するか町ホームページからダウンロードしてください。

7　問い合わせ先

江差町役場財政課　ＴＥＬ０１３９－５２－６７１５